

令和2年2月28日

各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業を受けた
対応及び依頼について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（令和2年2月27日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）・（その3）」（令和2年2月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が発出されましたので、周知いたします。

つきましては、本市における新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉休業を受けた取扱は次のとおりとなりますので、ご確認のうえご対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

併せて、今回の臨時的な休校により、平常時の利用状況や開所状況とは異なる状況が予想されることから、令和2年2月29日時点の今後の開所予定等について情報提供いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休校中の支援等について

放課後等デイサービスにつきましては、特別支援学校等に在籍する障がいのある児童（以下「児童」という。）が利用するものであり、当該児童には、保護者が仕事を休めない場合に、自宅等で1人で過ごすことができない児童がいることも考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いするとともに、開所時間については可能な限り長時間とする等の対応をお願いいたします。

児童が新型コロナウイルス感染予防対策のため欠席をする場合は、児童の居宅訪問等に

において、個別支援計画の内容を踏まえ、健康管理や相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とします。しかしながら、本取扱いは、居宅を事業所とみなしてサービス提供を可能としているため、家庭連携加算は算定できません。ただし、個別支援計画に基づき、サービス提供とは別に家庭連携加算にかかる相談支援等を行った場合は算定可能とします。

なお、各事業所において、本取扱いに基づいてサービス提供が行われる場合は、個別支援計画等の支援計画及び日々の支援の記録に、利用者の具体的な状況や支援内容等を記載していただくようお願いします。

2 人員基準等について

新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業を受け、定員を超過して児童を受け入れた場合、定員超過利用減算は適用しません。また、新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業等による影響で、職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合については、人員基準を満たさないことによる減額措置は適用しません。ただし、必ず衛生面を含めた児童の安全を確保した上で支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる児童指導員等加配加算及び有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（福祉専門職員配置等加算等）につきましては、常勤換算1以上を満たしていただく必要があります。ただし、今回の新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業を受け、一時的にサービス提供時間を延長した場合、延長部分の時間帯は常勤の従事者が勤務すべき時間数に含めないものとします。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業を受け、一時的に利用契約となった場合も、契約内容（通所受給者証記載事項）報告書を該当児童の支給決定を行っている区保健福祉センターに提出していただきますようお願いいたします。

3 報酬算定について（放課後等デイサービス事業所に限る）

臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合は、「休日単価」で算定してください。

4 支給量の変更について

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所におきましては、今回の新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉休業を受け、受給者証の支給決定日以上の日数の利用が必要となった場合は、該当児童の支給決定を行っている区保健福祉センターに別添1の「新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業による臨時的な支給量の届出」を提出していただくことをもって、令和2年3月1日～令和2年3月31日の支給量を「31日」とさせていただきます。保護者等と相談の上、速やかに提出いただきますようお願いいたします。

なお、障がい児通所給付受給者証の交付は行いませんので、複数の事業所をご利用の場合は、事業所間で連携していただきますようお願いいたします。

本取扱により国保連請求を行った場合、「警告」となりますが、個別審査により対応いたしますので、ご了承ください。

5 保育所等訪問支援における臨時的な取扱いについて

「保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適用のための専門的な支援を行うこと」を目的とした事業であることから、訪問先の保育所等が休校・休業になった場合は算定できません。

ただし、新型コロナウイルス感染予防として、訪問先の保育所等が開所及び保育を行っているものの、外部からの訪問を禁止した場合に限り、訪問先への電話等で個別支援計画の内容を踏まえた相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とします。

なお、各事業所において、本取扱に基づいてサービス提供が行われる場合は、個別支援計画等の支援計画及び日々の支援の記録に、利用者の具体的な状況や支援内容などを記載していただきますようお願いいたします。

6 留意事項

児童の受入れに当たっては、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合、及び、過去に発熱が認められた場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは利用を控えていただくようお願いいたします。

7 開所予定状況の調査について（任意）

今回の新型コロナウイルス感染症対策等で、自主的に休業した事業所をご利用されている保護者等から、一時的に別の事業所を利用したいとの希望がでることが予想されます。

つきましては、円滑にサービスを利用していただけるよう、市内各指定障がい児通所事業所の開所状況及び空き状況について、障がい児相談支援事業所、区保健福祉センター、教育委員会、学校長に情報提供を行いますので、添付2の「令和2年3月中の開所等状況（令和2年2月29日時点）」をご記入の上、大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 (kenkoh@city.osaka.lg.jp) に令和2年3月2日までに返信していただきますようお願いいたします。

8 参考資料

- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉休業を受けた対応について
- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉休業を受けた対応について(その2)
- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉休業を受けた対応について(その3)

9 適用期間について

本通知は新型コロナウイルス感染症対策のための学校等の臨時休業期間中の適用とします。

10 新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ

○大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○福祉局障がい者施策部運営指導課ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000157158.html>

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel : 06-6208-8071 Fax : 06-6202-6962

障がい支援課 Tel : 06-6208-7986 Fax : 06-6202-6962

運営指導課 Tel : 06-6241-6520 Fax : 06-6241-6608